

武雄市農業委員会

令和元年8月総会議事録

令和元年8月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和元年8月5日(月)
(開会) 13時30分 (閉会) 14時30分

2. 場 所 武雄市役所 4階会議室

3. 農業委員出席状況 出席者 18人 欠席者 1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	中尾 和則	○		11	川口 敏広	○	
2	富永 光男	○		12	古川さゆり	○	
3	末藤 良郎	○		13	稲富 守	○	
4	佐佐木幸夫	○		14	永石 芳彦	○	
5	中島 薫	○		15	山下 英喜	○	
6	中村 和仁	○		16	川内 正美		○
7	中村 一明	○		17	山口 武美	○	
8	田代 了三	○		18	相原 經憲	○	
9	松尾 隆雄	○		19	岩橋 久美	○	
10	向井 健作	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者
なし

5. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	14件
議案第4号	武雄市農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	武雄市非農地証明願いについて	3件
議案第6号	農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について	1件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、令和元年8月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、16番 川内 委員より欠席の届け出があっております。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農

業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

《議事録署名人指名・報告事項》

会 長 (時勢報告等を省略)

それでは、ただ今から令和元年8月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。今日は、議案第1号から議案第6号までの審議をお願いいたします。

審議に入る前に、本日の議事録署名人を指名いたします。13番 稲富 守委員、18番 相原 經憲 委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入る前に、事務局から業務報告をお願いします。

事務局 まず、先月1か月間の事業についてご報告いたします。

本日配布しております、「武雄市農業委員会 事業報告 令和元年7月分」をご覧ください。先月の総会からあとの事業について記載しております。

主なものとしては、7月16日、佐賀県農業会議の常設審議委員会が開催されました。3000㎡以上の転用案件として、武雄市からは〇〇町の太陽光発電設備への転用案件について意見をお伺いしました。7月18日、全国農業新聞に岩橋委員を紹介する記事が掲載されました。7月24日、きゅうりトレーニングファームで研修をされている〇〇さんご夫婦が家族経営協定を締結されました。7月26日、調査委員会を行い、転用案件2件について審議を行いました。8月1日、広報武雄の8月号が発行されましたが、この中に農業委員会で行っている農地パトロールについての紹介記事を掲載しました。

次に、7月の後半から農地利用状況調査、農地パトロールを、町毎に、農業委員さん、推進委員さんで行っていただいております。事務局で把握している分について、資料に状況を記載しております。日程が未定のところについては、決まり次第、事務局にご連絡下さい。

次に、転用案件の総会審議後の県知事の許可状況についてご報告いたします。5月の総会で審議をした案件のうち、〇〇〇〇については林地開発の許可が出ていないため、転用許可もまだ出ておりません。〇〇〇〇については、武雄市災害防止条例の受付中ということで、まだ許可が出ておりません。

6月審議の〇〇〇〇については、県の補助金の正式な交付決定がまだですので、融資証明が出らず、許可が出ておりません。

7月審議分については16件中、3件の許可が出ております。補正は済んでおりますので、順次、許可が出るものと思われれます。〇〇〇〇の計画変更についても、まだ承認が出ておりません。

続きまして、「農地転用許可後の工事進捗状況・利用状況・農地復元報告」について、〇〇町の太陽光発電設備について、1件、報告が出ております。工事は90%完了しており、フェンス工事が残されているということです。

次に、相続により農地を取得した場合の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」につきましては、先月は届出がされておられません。

次に「利用権設定業務について」報告いたします。

7月の総会で同意いただいた利用権の設定については、貸し手、借り手双方に対し、7月8日付けで利用権設定通知書を発送いたしました。

また、まもなく終期を迎える利用権について、貸し手、借り手双方に対し、7月19日付けで更新についての案内文書を発送いたしました。

最後になりますが、先月の総会の際に、以前行われていた「離農給付金制度」についての話が出ました。佐賀県農業会議から当時の資料を入手しましたので、皆様に情報提供をいたします。

以上、ご報告いたします。

会 長 事務局からの報告に対して、皆様からお尋ね等はございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に無いようですので、審議事項に入ります。

————— 《議案第1号 農地法第3条 許可申請》 —————

会 長 では、議案第1号を議題といたします。農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されております。この6件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号について説明します。

申請番号1番。所有権移転。〇〇町の畑3筆、計702㎡。「梅畑や、家庭菜園として利用したい。」ということで申請が出されています。こちらは6月の総会で特例農地の指定を受けた農地であり、経営面積はゼロとなっています。農地の価格は3筆で〇〇〇〇円です。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の畑2筆、計1,709㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができないため。」譲受人は「今まで借受けて耕作していたので、今後も耕作をしたい。」ということで申請が出されています。農地の価格は1反当たり〇〇〇〇円です。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田5筆・畑1筆、計6筆、1,913.21㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができないため。」譲受人は「隣地に転居予定のため、管理しやすい。」ということで申請が出されています。農地と空き家と一緒に買うという事で、一緒に値段設定になっておりますが、按分したところ農地は〇〇〇〇円程度になります。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、339㎡。譲渡人は「市外在住のため維持管理ができないため。」譲受人は「採草地として利用したい。」ということで申請が出されています。農地の価格は1反当たり〇〇〇〇円です。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、202㎡。「以前土地の交換をしていたが、手続をしていなかった。」ということで、今回、申請が出されています。従いまして、農地の価格は発生しておりません。

申請番号6番。所有権移転。〇〇町の田12筆、畑10筆、計22筆、12,339㎡。「生前贈与のため。」ということで申請が出されています。

以上、申請番号1番については下限面積以外の判断基準は満たしていると判断しています。また2番から6番までは、判断基準を全て満たしていると判断しています。ご審議のほどよろしくお願ひします。

会 長 事務局の説明が終わりました。この6件について地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入りますが、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、議案第1号について質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 特に意見も無いようですので、質疑をとどめます。議案第1号、農地法第3条の規定による6件の許可申請について、許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による6

件の許可申請につきましては、許可することに決定しました。

《議案第2号 農地法第4条 許可申請》

会 長 次で議案第2号を議題といたします。農地法第4条の規定による許可申請が3件提出をされております。この3件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号について説明いたします。

申請番号1番。〇〇町の畑1筆、272㎡。「平成5年に周囲に圃場整備事業が施工され、以前の進入路がなくなり、当該地を進入路として利用していた。」という事で申請されています。既に利用されておりますので、始末書が添付されております。

農地区分は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で第1種農地。許可基準の該当事項は「既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないもの）」で許可し得ると判断しております。

申請番号2番。〇〇町の田2筆、畑1筆、計3筆、158㎡。「自宅の老朽化に伴い建替えをしたい。申請地は現在も敷地の一部として利用している。」という事で申請されています。

農振除外の手続は済んでおります。既に敷地の一部として利用されておりますので、始末書が添付されております。同時利用地として宅地395.57㎡を合せて全体で553.57㎡で計画されています。

農地区分は、3筆中、1筆は「特定土地改良区事業の施行に係る区域内にある農地」で、残りの2筆は「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」ですので、3筆とも第1種農地と判断しています。許可基準の該当事項は「隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、第1種農地の占める割合が3分の1を超えないもの。」で許可し得ると判断しております。

申請番号3番。〇〇町の田1筆、176㎡。「谷田で日当たりが悪く、湿田になったため、クヌギを植林した。」という事で申請されています。既に植林が終わっておりますので、始末書が添付されております。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。この3件について、地元委員から補足説明があるようでしたら、それを受けてから審議に入ります。地元委員さん、何

かございませんか。

○番委員 申請番号3番の件です。現地確認に行ったところ、申請地の上は原野で、左側のみかん山だった畑も荒れて浅木がいっぱい生えています。日当たりも悪いということで、やむを得ないだろうと判断しております。

会 長 他にございませんか。(なし)。地元委員の説明が終わりましたので、議案第2号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 いいですか。(はい)。質疑もないようですので、議案第2号の質疑をとめます。議案第2号 農地法第4条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による3件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

————— 《議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請》 —————

会 長 次に、議案第3号を議題といたします。農地法第5条の規定による許可申請が14件提出をされています。この14件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第3号について説明いたします。
申請番号1番。使用貸借権設定。〇〇町の田1筆、1,866㎡。「両親の高齢化に伴い、自宅から離れた農地を管理することが難しくなってきた。また、周辺は市街化が激しく営農も難しくなってきた。生活の安定を図るため共同住宅経営を行いたい。」という事で申請されています。共同住宅3棟、12戸で計画されています。農振除外の手続きは済んでおります。工事完成時期は令和2年3月31日です。

「水管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設が存在する。」として農地区分は第3種区域で「許可し得る」と判断しております。

申請番号2番。所有権移転。〇〇町の田1筆、1,262㎡。「現在駐車場が

ないため、やむを得ず路上駐車をしている。道路の幅員が狭く一般の通行の妨げになっているため、当該地に駐車場を整備したい。」という事で申請されています。農振除外の手続は済んでおります。工事完成時期は令和2年10月31日です。

「概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」で第1種農地、許可基準の該当事項は「住宅、その他申請に土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で許可し得ると判断しております。

申請番号3番。所有権移転。〇〇町の田1筆、80㎡。「息子世帯と同居することになり、駐車スペースが狭くなったため、車庫の拡張を行いたい。」という事で申請されています。工事完成時期は令和元年11月30日です。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号4番。所有権移転。〇〇町の畑1筆、48㎡。「自宅敷地には駐車スペースがなく、通路に停めているため、申請地に整備したい。」という事で申請されています。こちら、使用はされていないという事ですが、既にバラスが敷いてありますので、始末書が添付されております。工事完成時期は令和元年9月15日です。

都市計画法に規定する用途地域内の農地ですので農地区分は第3種農地。許可基準の該当事項は「許可し得る。」と判断しております。

申請番号5番。所有権移転。〇〇町の田1筆、431㎡。「林業を営んでいるが、排出材の置場、駐車場として利用したい。」という事で申請されています。農振除外の手続は済んでおります。工事完成時期は令和元年10月5日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号6番。使用貸借権設定。〇〇町の畑1筆、243㎡。「現在借家住まいだが、実家近くに住宅を建てたい。」という事で一般住宅を申請されています。工事完成時期は令和2年1月31日です。

「概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地」で第1種農地、許可基準の該当事項は「住宅、その他申請に土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」で許可し得ると判断しております。

申請番号7番。賃貸借権設定、一時転用。〇〇町の田1筆、1,037㎡。「太陽光発電施設の建設、及び送電線の埋設工事に伴い、現場近くで仮設事

務所や資材置場として利用したい。」という事で申請されています。既に利用をされておりしますので、始末書が添付されています。貸借期間は令和2年3月31日までです。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号8番。所有権移転。〇〇町の田1筆、126㎡。「建設業を営んでおり、工事現場の佐賀市、長崎市などへ効率良く資材運搬を行うため、当該地を資材置場として利用したい。」という事で申請されています。

同時利用地として宅地471㎡を合せて全体で243㎡で計画されています。工事完成時期は令和2年2月29日です。

農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地、許可基準の該当事項は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

申請番号9番から14番までは賃貸借権設定で、九州新幹線西九州ルート
の工事の、仮設道路や資材置場のための一時転用です。以前に転用許可を受けたものの延長申請です。貸借の期間もすべて、令和2年3月14日までとなっております。

農地区分は「農用地区域内にある農地」と「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」で第2種農地。許可基準の該当事項は、「農用地区域内にある農地」については「一時的な利用に供するもの」、「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」については「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る。」と判断しております。

以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 事務局からの説明が終わりました。1番及び2番の案件につきましては、7月26日に調査委員会を行っておりますので、座長の〇〇委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長（〇番委員）

それでは調査委員会の報告をいたします。

令和元年7月26日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員により、武雄市役所3階会議室及び現地にて開催し、議案第3号 農地法第5条の規定による申請2件について審議しました。

まず、議案第3号 申請番号1番の「共同住宅」について、代理人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望としては、

一点目に、「開発許可申請について、申請者が違うのはなぜか。」という質

疑があり、これに対して「先月の総会で審議いただいた東側の農地と、一団の開発と見られるため、開発申請を共同で行っている。」という回答がありました。

二点目に、「道路は東側の転用分と共有で利用されるのか。」という質疑があり、これに対して「開発道路は共有で利用する。上下水道を埋設し、管理する必要があるため武雄市へ譲渡する予定である。」という回答がありました。

三点目に、「地域からの要望で、西側水路の法面は張りコンする計画である。」という説明がありました。

以上、質疑等ありましたが、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

続きまして、議案第3号 申請番号2番の「駐車場」について、申請人から、転用理由、転用計画等の説明があり審議しました。

主な質疑・要望としては、

一点目に、「面積が広いようだが、必要なのか。」という質疑があり、これに対して、「地区行事の中で、申請者の敷地で行うものもある。高低差がある地形で高齢者も多い地区であるため、車で移動するものが多い。」という説明がありました。

二点目に、「工事完了予定が来年10月となっているが、こんなに時間がかかるのか。」という質疑があり、これに対して、「盛土をする際に、経費を抑えるために工事が出る残土を使う予定にしているので、時間がかかる。また、土を入れた後は寝かせる期間も必要である。」という回答がありました。

三点目に、「申請地の東側は水はけが悪いため、暗渠を設置し排水する計画である。」という説明がありました。

以上、質疑等ありましたが、申請番号2番 の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりました。

会 長 はい、ありがとうございました。1番及び2番の案件については調査委員会の報告が終わりましたが、残る3番から14番までの案件について、地元農業委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

○番委員 申請番号4番の件です。申請者は7、8年前に都会のほうから来られて、家を買われたが、駐車場が自分の家の入り口の通路のみだったということです。ちょうど通路の前に12、3坪の土地があったので、今回、これを駐車場として申請をされたという事です。

会 長 他にございませんか。(なし)。地元委員の説明が終わりましたので、議案第3号について、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑も無いようですので、議案第3号の質疑をとどめます。議案第3号 農地法第5条の規定による14件の許可申請については、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号 農地法第5条の規定による14件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えない旨意見を付けて、佐賀県知事送ることに決しました。

《議案第4号 農用地利用集積事業計画（案）》

会 長 次に、議案第4号を議題といたします。武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局 別冊の議案第4号農用地利用集積事業計画（案）についてご説明します。
1ページをご覧ください。こちらに令和元年度第5号利用権設定計画（案）を記載しています。2ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。

武雄町。	田。新規、	1件、	1筆、	1,398㎡。
	再設定、	1件、	2筆、	5,384㎡。
	畑（なし）。			

橘町。	田。新規（なし）			
	再設定、	3件、	11筆、	22,028㎡。
	畑（なし）			

朝日町。	田。新規（なし）			
	再設定、	2件、	7筆、	12,929㎡。
	畑。新規（なし）			
	再設定、	1件、	1筆、	791㎡。

若木町。	田。新規、	4件、	9筆、	14,615㎡。
	再設定、	1件、	11筆、	9,630㎡。
	畑。新規（なし）			
	再設定、	1件、	14筆、	8,683㎡。

武内町。 田。新規、 2件、 9筆、 7,720㎡。
再設定(なし)
畑(なし)

東川登町。田。新規、 1件、 3筆、 4,508㎡。
再設定(なし)
畑(なし)

西川登町。(なし)

山内町。 田。新規、 1件、 1筆、 518㎡。
再設定、 3件、 4筆、 4,719㎡。
畑(なし)

北方町。 田。新規、 3件、 4筆、 9,476㎡。
再設定、 2件、 3筆、 8,616㎡。
畑(なし)

となっております。3ページ以降に各町の詳細を記載しています。また、利用権の解除については16ページに記載をしておりますのでご確認下さい。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 はい、議案の説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 よろしいですか。意見もないようですので、議案第4号の質疑をとどめます。議案第4号 武雄市農用地利用集積事業計画書(案)につきまして、原案どおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第4号 令和元年度武雄市農用地利用集積事業計画書につきましては、原案どおり承認することに決しました。

会 長 次に議案第5号を議題といたします。武雄市非農地証明について、3件の証明願いが提出されていますので、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第5号について説明します。
申請番号1番。土地は〇〇町の田1筆、236㎡。「周囲が山林に囲まれ、日照条件が悪く畑としての利用が難しくなったため、植林をおこなった。」ということです。

非農地処理事務処理要領の該当事項は第5号「人為的に無断転用された農地であって、かつその転用行為が20年以上経過し、農業委員会が特に法務行上証明書の交付を行うことも止むを得ないと認めた場合。」に該当すると判断しております。

申請番号2番。土地は〇〇町の畑2筆、計104㎡。「平成元年頃から山林化していた。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

申請番号3番。土地は〇〇町の畑2筆、計2,209㎡。「20年以上前に県外転出し、管理ができなくなり荒廃してしまった。」というものです。

非農地証明事務処理要領の該当事項は、第4号「自然的荒廃土地であって、かつ耕作できなくなってから10年以上が経過し、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のない土地」に該当すると判断しております。

以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

会 長 はい、事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。

(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第5号、3件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号の武雄市非農地証明につきましては原案どおり証明することに決しました。

—— 《議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について》 ——

会 長 次に議案第6号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。1件について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明します。
番号1番。土地は〇〇町の畑4筆、計2,227㎡。周囲の状況は、東が原野、西が山林、南が道路、北が原野です。現状も実際「山林化している。」という状況で、農地には該当しないと判断しております。
以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんの補足説明があれば、それを受けてから質疑に入りたいと思いますが、地元委員さん、何かございませんか。
(地元委員補足説明なし)

会 長 特に無いようですので、質疑を開始します。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、事務局から提案された1件の土地については、原案どおり、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。
よって、議案第6号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について、事務局から提案された1件の土地については、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないと判断することに決しました。

《閉会》

I